



山木綾子の議会ウォッチング No97

やまきあやこ

2015年10月20日
号外 川越版
プレス民主編集部
〒350-8601
川越市元町1-3-1
川越市役所 6F
民主党議員団内

事務所 350-1137
川越市砂新田4-4-6 サングリーン高階
TEL・FAX 049-249-3306
e-mail a-yamaki.11-26@nifty.com
U R L <http://www.yamaki-ayako.com>

自宅 350-1137
川越市砂新田5-27-9
TEL・FAX 049-242-3543



川越市議会議員

9月議会が終了しました。

～26年度一般会計決算含めて10件の決算認定～

8月25に開会した、議会が9月30日閉会しました。



9月議会の提出議案

- | | |
|--|--|
| 1. 利益の処分・・・・・・・・・・1件
(川越市水道事業・川越市公共下水道) | 8. 財産の取得・・・・・・・・・・1件
(新学校給食センター用地) |
| 2. 決算認定・・・・・・・・・・1件 | 9. 道路線の認定、廃止・・・・・・・・4件 |
| 3. 町名地番変・・・・・・・・・・1件
(藤倉1丁目・藤倉2丁目) | 10. 補正予算・・・・・・・・・・3件 |
| 4. 条例の制定・・・・・・・・・・3件
(マイ・ナンバー制度 他) | 11. 平成26年度健全化判断比率報告1件 |
| 5. 条例の一部改正・・・・・・・・4件 | 12. 平成26年度資金不足比率報告書1件 |
| 6. 請負契約・・・・・・・・・・1件
(南古谷小学校増築工事) | ・・・追加提出議案・・・ |
| 7. 訴えの定義・・・・・・・・・・1件 | 人権擁護委員候補者の推薦を求める・・2件
埼玉県川越地方庁舎跡地を
早期に取得するよう求める決議・・・・・・・・1件 |

上記の議案が各委員会に審査を付託され、本会議で原案通り可決いたしました。

議案 68 号 川越個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を定めることについては、様々な問題が多く著名人等から、指摘されてるなかで、国の動きにあわせて、川越市としても条例の整備が必要になってきます。10月1日から動き出す、マイナンバー制度。

国民一人ひとりに、12桁の番号が割り振られます。市民の皆さんに簡易書留でこのお知らせが届くのは10月20日ごろからだそうです。マイナンバーについてわからないこと・疑問に思うことは

川越市マイナンバーコールセンターでお問い合わせください。 049-224-6178

議案 77 号 仮称川越市新学校給食センター整備事業用地の取得に関しては、川越市土地開発公社が、先行取得してあった土地 面積 13,280.78㎡ 金額 21億2,600万8,620円で購入する議案が上程になりました。本会議で文化教育常任委員会に付託されました。

山木綾子議員は、土地開発公社の理事ですので、この議案に対しては、本会議と文教常任委員会での審議の時は除籍となりました。そのため、文化教育常任委員会は委員長である山木綾子議員が除籍となったため、副委員長が議事を進めました。

山木綾子の一般質問

障害を理由とする 差別解消の推進に関する法律

平成 28 年 4 月から、『障害を理由とする差別解消の推進に関する法律』の施行に伴い、川越市の取り組み状況について、一般質問を行いました。

◆障害を理由とする差別解消に関する法律とは、どのような法律か？

日常生活や社会生活における障害者の活動を制限している社会的障壁を取り除くことが重要です。そのために障害者に対する不当な差別的な取り扱い及び合理的配慮の不提供を差別と規定し行政機関等及び事業者に対して差別の解消に向けて具体的取り組みを求めるとともに普及活動を通じて障害者を含めて国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に取り組むことを促すための法律です。

◆社会的障壁とは・・・

障害者差別解消法第 2 条に『社会的障壁とは、障害がある者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような事物、慣行、観念その他一切のもの』と定義されております。

◆不当な差別的取扱いとは・・・

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財やサービス及び各種機会の提供を拒否すること、又は、提供にあたって場所や時間帯などを制限したり、障害者でない者に対しては付さない条件を付すことにより、障害者の権利や利益を侵害することです。

代表的な事例としては、車いすだからといって、お店に入れなかったり、交通機関を利用したいときに、どの乗り物に乗ったらよいか職員に聞いたが、わかるように説明してくれない等が挙げられます。

◆合理的配慮の不提供とは・・・

障害のある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の

状況に応じて行われる配慮のことで、この配慮が提供されない状況のことです。

◆市内の身体・知的・精神障害者のある方と 18 歳未満の人数？

平成 27 年 3 月末現在、
身体障害者手帳交付者・・・ 10,093 人
療育手帳交付者（知的障害者）・・・ 2168 人
精神障害者保健福祉手帳交付者・・・ 2020 人

.....
18 未満の身体障害者手帳交付者・・・ 229 人
療育手帳交付者（知的障害者）・・・ 579 人

◆市内の特別支援学校の在籍人数は・・・

市内には 4 つの特別支援学校があります。
県立川越特別支援学校は知的障害のあるものが小学部 52 人、中学部 42 人、高等部 97 人、合計で 191 人在籍しております。
県立特別支援学校塙保己一学園は、視覚障害のある幼稚部 12 人、小学部 20 人、中学部 27 人、高等学部 56 人、合計で 115 人が在籍しています。

川越市立特別支援学校は、知的障害のあるものが 48 人在籍しています。

県立川越特別支援学校の分校の川越たかしな分校が、知的障害のある 48 人が高等部に在籍しています。

4 校の合計の在籍者数は 402 人です。

◆あけぼの・ひかり児童園の利用者数と、今後について

あけぼの児童園は、主に知的機能面において支援が必要な児童。ひかり児童園は主に肢体機能面で支援を必要とする児童が利用する施設で、それぞれ、定員は 30 名です。

現在は、あけぼの児童園は 28 名、ひかり児童園 32 名の児童が通園しています。

今後は、両児童園とも移転・改築する予定があり、移転の際は、定員を拡大し、80 名の児童発達支援センターとして整備を行っていきます。

◆公立保育園における障害のある子の保育園の受け入れ状況と今後・・・

本年 9 月 1 日現在、発達に遅れが見られる児童を含めた障害のある子ども 83 人を受け入れ

ております。障害のあるなしにかかわらず、ご家庭の状況や、保護者の就労状況等による保育の必要性における審査と合わせて、医師、臨床心理士などの専門家の意見を聞きながら保育士の加配など、安全安心な保育ができる体制を整えたいと考えています。

法律の施行後もこれまでと同様に保育士の加配について考慮し、受け入れ体制を整えてまいります。

◆障害がある児童の学童保育室への受け入れ状況と今後・・・



本市の学童保育は障害の有無にかかわらず、保護者の就労等により、家庭が常時留守になっているなどの入室の要件を満たしていれば、入室して頂いています。

障害の状況になどを考慮し、校長経験者である特任指導員等の意見を参考にしながら、指導員の加配などの配慮をしています。

◆私立幼稚園の障害者受け入れに対する指導はどのように・・・

私立幼稚園の設置者である学校法人は「事業者」に位置付けられます。「事業者」への指導は当該事業の主務大臣と規定されておりますことから、法の施行後は文部科学大臣ということになります。文部科学大臣が定めた対応指針に基づいて障害のある子の申し込みを受けた時は実施に伴う負担が過重でないときは、傷害の状況に応じて障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮するように、努めなければなりません。

市にお問い合わせやご相談等が寄せられると思われまますので、指導等を行う国や、幼稚園の許可を行っている県との連携を密にして適切に対応してまいりたいと考えています。

川越市には**特別支援学級**が、小学校33校中16校、中学校は22校中8校に設置されています。

その特別支援学級のクラス数は59学級で295人の児童・生徒が学んでいます。

そのほかに、**通級指導教室**として難聴・言語障害通級指導教室が小学校に1校。発達障害・情報障害通級指導教室が小学校に3校、中学校1校設置されています。

今後は、児童生徒のニーズやその実態、通学の利便性等を考慮するとともに、教室や、指導する教員の確保等の課題を克服しながら、全校配置を視野に入れ、計画的に特別支援学級設置を進めていくそうです。

法律が施行されるにあたって思うこと

この法律が施行されるにあたって、今議会では川越市が受ける影響について、18歳未満の子供に係わることについて、市の取り組み状況について一般質問を行いました。

本来なら、この法律は、何部、何課に係わり、それにより、来年度以降の予算にどのように影響するのかをお伺い致したかったのですが、数多くの課に影響を及ぼし、そのための調査は行っていないとの事でした。

予算につきましても、今後の話なので今のところはわからないとの事です。

今回、公立保育園についてののみのご答弁でしたが、今後は認可保育園・小規模保育室・小規模保育室に移行前の家庭保育室・認定こども園に至るまで相談の窓口としての川越市の果たす役割は大きなものがあります。

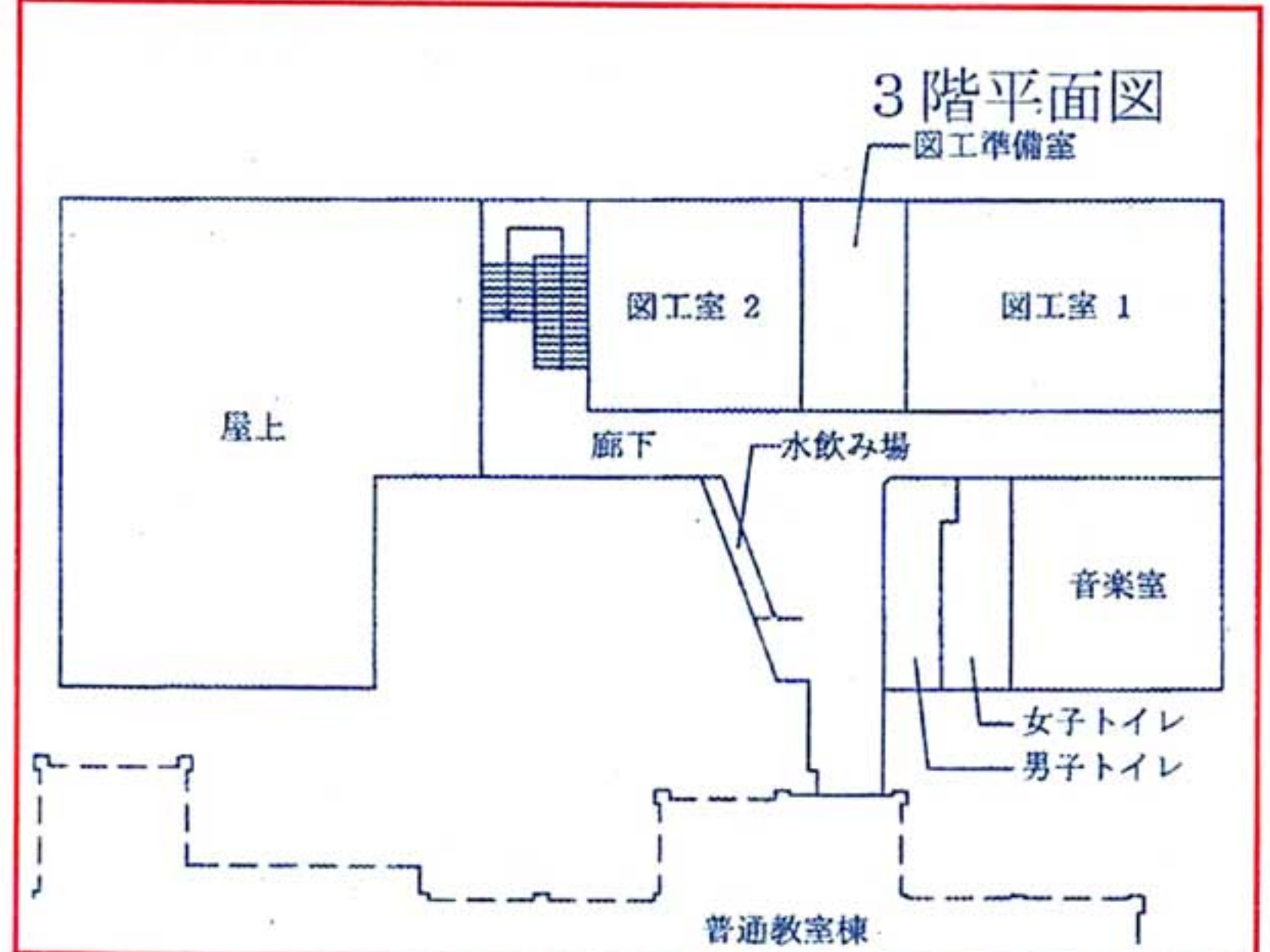
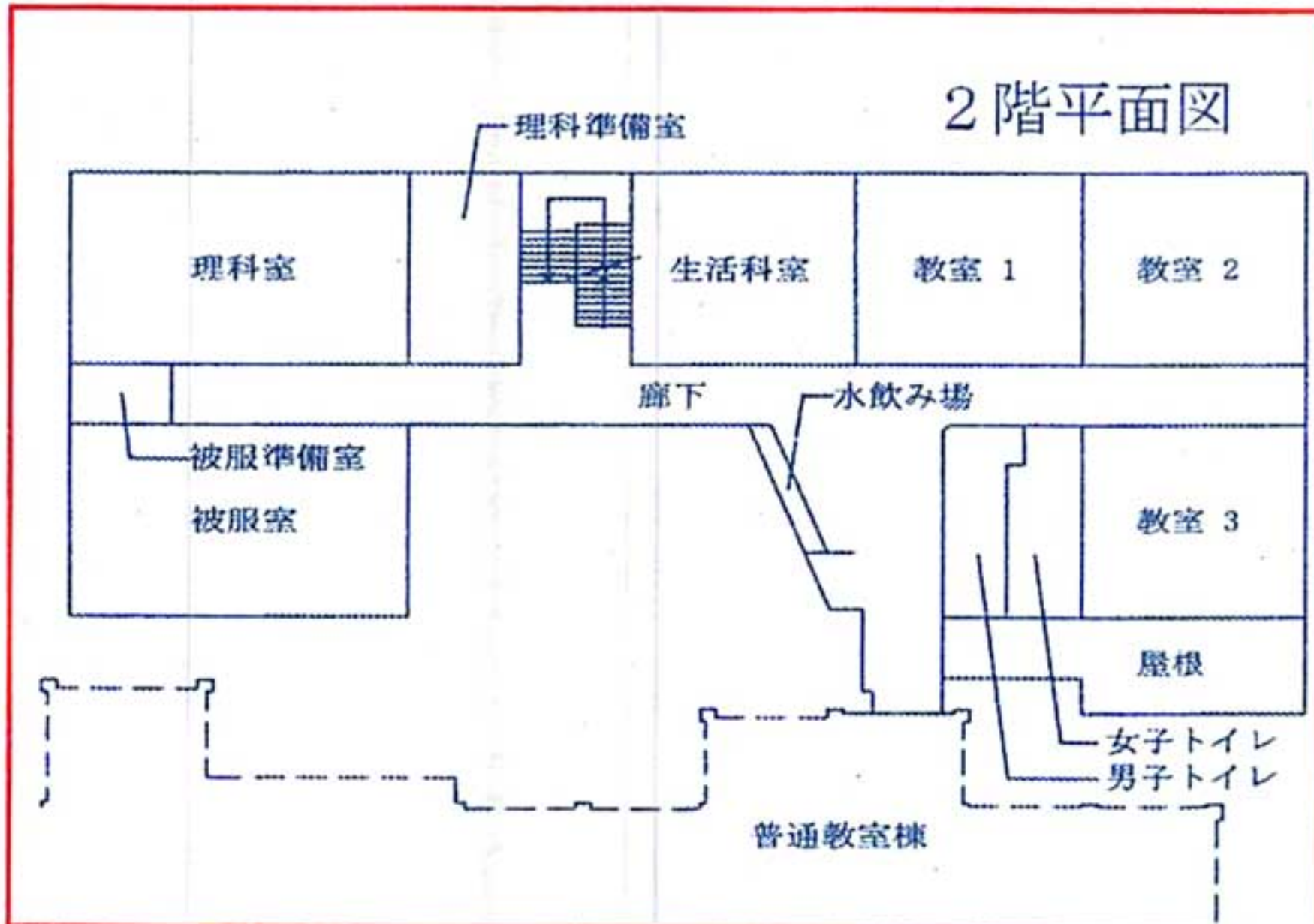
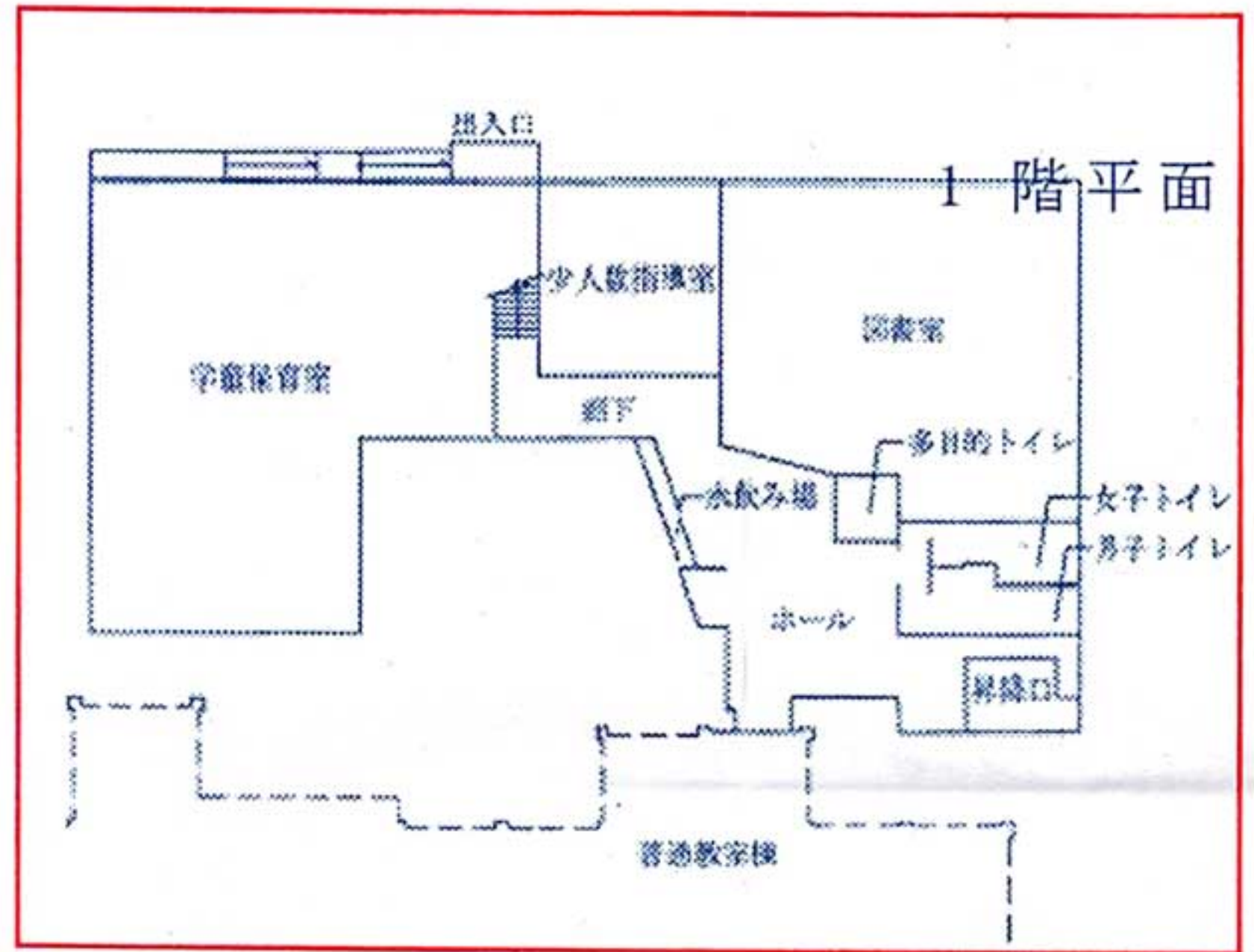
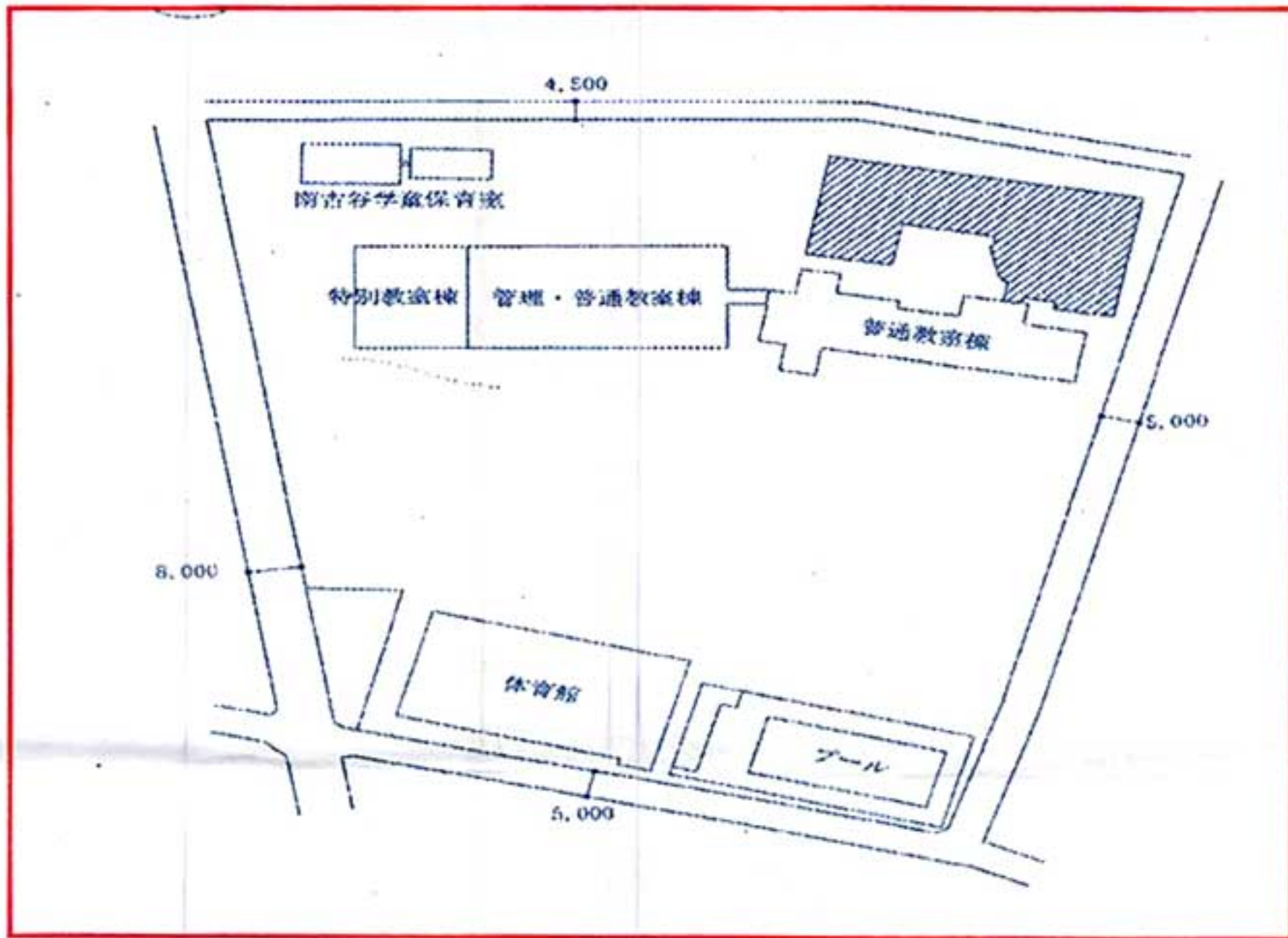
27年4月から施行された、子ども・子育て支援制度はすべての子供たちに質の高い教育・保育を提供することを目的としています。特別な支援が必要な子供についても受け入れを進めることが基本となっています。

市民の皆さんにとって、市役所は、困りごとの最後の駆け込み寺であってほしいと願います。たとえば、所管が川越市でないとしても、しっかりと、埼玉県や国の各省庁へ、繋ぐ窓口としての、機能して頂くことを願います。

南古谷小学校増築工事

議案75号 川越市立南古谷小学校増築工事請負契約

工事の概要 1階は、図書室・学童保育室・少人数指導室。 2階は、普通教室3室・生活科室・理科室・被服室・被服準備室。 3階は図工室1・図工室2・図工準備室音楽室を増築する予定です。



川木・沢建特定建設工事共同企業体と初雁・三光特定企業体が入札に参加しましたが、入札金額は4億23万円と同金額でしたが、技術評価点で初雁・三光特定企業体が上回り、消費税及び地方消費税を含む、4億3224万8400円で落札いたしました。工事中は現場に仮囲い等を立て、交通誘導委員を置き、児童の安全に配慮して工事をお願いしたいものです。

議案77号 仮称川越市新学校給食センター整備事業用地の取得について

この議案に対しても現地視察を行いました。現在の菅間学校給食センターに隣接する用地を観させていただきました。当日は、雨の為に菅間学校給食センターの会議室から、現地を視察しました。お昼には給食をいただきました。この日のメニューは、キノコの混ぜご飯と里芋汁・カレーの揚げ物。カレーには竜田揚げのような味がついていて、とてもやわらかくて、お箸で簡単にさばいて頂く事が出来ました。中学生用に254円ということです。とても美味しかったです。

